

令和4年(ネ)第4161号 損害賠償請求控訴事件
控訴人(一審被告) 国
被控訴人(一審原告) 平塚覚一ほか8名

証拠説明書(14)

令和6年2月22日

東京高等裁判所第15民事部 御中

控訴人(一審被告) 指定代理人

稲玉 祐

加藤 憲田郎

岡田 健斗

牧野 嘉典

鳴野 稔彦

小佐野 祐衣

矢崎 剛吉

西田 将人

内堀 寿美男

土田 純

藤田 美香

飯島 彩子

廣 田 健
野 中 絵梨子
大 井 秀 俊
山 川 貴 大
吉 池 弘 晶
成 田 義 則
小 貫 敏 志
岩 崎 和 夫
光 部 博
矢 部 隆 幸
海 津 義 和
金 森 正 博
大 野 光 秀
能登谷 哉 生
磯 貝 朋 之

略語は従前の例による。

号証	標目 (作成者)		作成 年月日	立証趣旨
乙109	改訂2版 河川管理の 実務 (河川管理行政実務研 究会)	写し	平成 11.9.10	丘陵地と平野部が接する付近で、平野部には「堤防」が築かれているが、丘陵地部分では、丘陵地が「堤防」としての機能を発揮している場合の当該丘陵地については、河川区域内の土地として管理の対象とする必要を認めるものであること
乙110	鬼怒川堤防整備概要図 (若宮戸地区において、 本件掘削後の治水安全 度を評価したもの) (関東地方整備局)	写し	令和 6.2	本件砂丘よりも下流の地点には左岸25.25キロメートル付近の河川区域内の地盤高(安全度1/10未満)と同様に治水安全度が1/10未満の区間があり、下流原則により当該区間について左岸25.25キロメートル付近よりも早期に堤防整備をする必要があったこと
乙111	改訂増補 河川管理の 理論と実際 (西川喬)	写し	昭和 47.7.10	旧河川法が廃止され現行の河川法が制定された経緯
乙112	時の法令別冊 新河川 法解説 (建設省河川局水政課)	写し	昭和 39.7.25	河川区域については、河川の現状に即して一定の要件に該当する区域は法律上当然に河川区域となり、その他の区域は河川管理者の指定によって定めることとし、河川管理の適正を期することとしたこと

改訂2版

河川管理 実務

河川管理行政実務研究会/編著

大成出版社

第3

河川区域とは、どのような土地をいうでしょう

12 河川区域とは河川を管理するために必要な土地です

河川区域とは、河という公物を構成している土地の区域をいいます。河川は重要な目的の一つとして水害防止の機能をもっていますが、現在のわが国の河川においては全く自然のままに放置されているものはまれであって、その大半については人工的に堤防や護岸が築かれ、一般的に河道は固定されています。したがって、整備された河川においては、社会通念として堤防から対岸堤防までの間、又は護岸から対岸護岸までの間の河道としての効用を果している土地が河川区域の概念といえます。しかし、すべての河川がこのように整備されているものではなく、徳川時代に築造された古い堤防がなお現在においても、堤防としての効用を果している広大な堤外地を擁しているものがあり、まれには無堤のままであって、洪水時には沿川地全体が河道となるような河川もあります。これらの未改修河川にも地域的な概念としての河道があるとしても、整備された河川のそれとはその効果を異にしています。

このように洪水に対処するため最少限度必要とすべき河道は、一元的には定めがたいものですが、河川法で河川を規制するにあたっては、その範囲を明確にしておかなければなりません。河川の指定はこのための縦の区域の指定であったわけですが、河川区域の指定はこの横幅を定めることにあたります。

洪水に対処するためには、その容量(幅)は大きければ大きいほど安全度を高めるもので、河川側からは好ましいことですが、人の生活は歴史的にも川と結びついていて、その周辺には種々の社会経済の機関や資産があり、これをみだりに規制することはできません。そこでこれらの調整を図りながら、河川管理のうえから必要とする区域が定められるように規定されています。

13 河川区域には三つの区分があります
では具体的な河川区域の説明に移りましょう。

自然公物である河川の特性から、その区域は現状の地形からみて特別の指定行為を経ないで河川区域となるもの(当然区域といえます。)と、河川管理者の指定によって河川区域となるもの2種類に分けられています。

(1) 1号地(法§6(1)①)の土地の略称)

この区域は、最も河川の自然性に基づいた当然区域の一つで、法では次のように規定されています。

「河川の流水が継続して存する土地及び地形、草木の生茂の状況その他その状況が河川の流水が継続して存する土地に類する状況を呈している土地(河岸の土地を含み、洪水その他異常な天然現象により一時的に当該状況を呈している土地を除く。)の区域」(法§6(1)①)

これは基本的な河川区域であって、通常河川の水が流れ又は溜っている土地をいっています。この溜っている水の存する土地とは主として湖や沼等が対象であり、これらが法河川として指定されたものであるときには、その土地全体が河川区域となるわけですが、人工的なダムなどによって貯留されている水の存する土地については、常時満水位における水面が土地に接する線によって囲まれる地域内の土地が1号地に該当し、それ以上の範囲の土地については泄水しうる区域であったとしても後で述べます「3号地」に含まれるもので、この項でいう1号地には該当しません(「ダム及びその貯水池の河川区域について」昭和46年建設省河開発第35号河川局水政課長・開発課長通達)。

しかし、河口付近の埋立によって河口が海へ延びた場合の新しく河道となった水面下の土地は、1号地として河川区域となります。

次に、河川の流水は常に一定ではなく変化しているもので、前述の水面下の土地はこれに伴って変化していますが、常に水が流れていなくても、しばしば水が流れることにより生えている植物が水生植物(藻類、あし、かやの類やその他水草の類)であったり、河原の状況にある土地もこの区域に含まれます。そしてこの土地には河岸の土地が含まれるものとしていますが、この河岸とは河川の土地と普通の土地との中間的な状況にある土地を指して

いるものであって、河に面する法面や崖の部分がこれにあたります。

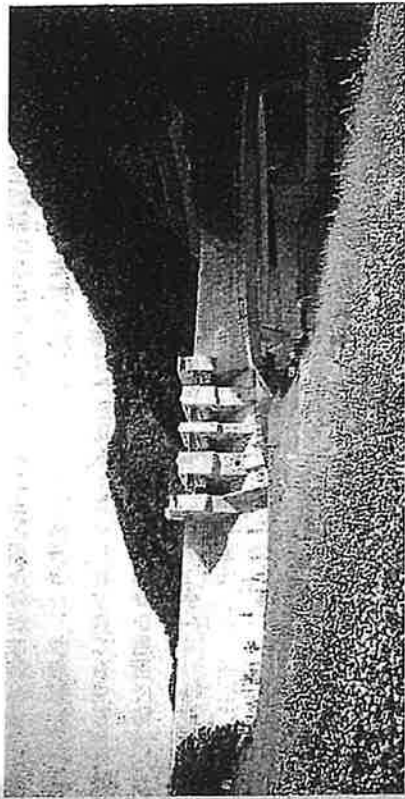
しかし、洪水の氾濫などの天然現象によって一時的に河状の土地となっても、その時点で直ちに河川区域とはならないのは当然です（通常災害復旧工事等によって原状に回復されるものではありませんので）が、大災害のためそのままその土地が河道として存置されるときは河川区域の土地となります。

(2) 2号地（法§6(1)㉔の土地の略称）

これも当然区域の一つで、「河川管理施設の敷地である土地の区域」（法§6(1)㉔）をいいます（ただし、後述述べる樹林帯区域については指定が必要ですが（法§6(3)））。

河川管理施設とはダム、堰、水門、堤防、護岸、床止め、樹林帯等河川の流水によって生ずる公利を増し、公害を除却し又は軽減する効用を有する施設をいうと法に定めています（法§3(2)）。これらの施設は河川を人工的に制御するためのものであって、当然に河川の管理上法による規制を必要とするものであり、またその存在が明らかであるところから、その敷地である土地は当然区域としての河川区域とされているのです（ただし、樹林帯については後述）。この敷地というのは、その施設の目的とする用途に供される土地をいうものであって、直接的な施設が投影する土地のみではなくそれより若干広いものと考えられます。例えば、コンクリートダムは、左右両岸の岩に密着して築造されているものであり、この着岩部の岩と一体構造となつてその目的を達しているものであるもので、ある程度の区域は河川区域として強い法規制を及ぼしておく必要があると考えられますし、護岸の場合でも、ある程度の背後地をもたなければその効用を果すことができませんので、そのための土地も河川区域としておく必要がある場合などです。これらの土地に2号地としての河川区域に関する規制を及ぼすためには、買収等によって河川管理者が権原を取得しておくことが妥当な措置といえるでしょう。しかし、土地に権原を有しているというだけで堤内余裕地のように、直接的な河川管理施設の敷地でなくかつその土地が施設の効用に供されていない場合にも、将来の改修計画のための予備地を確保する等の理由によっては2号地とみなすことはできません。

河川管理施設は、河川を管理するために必要な施設であつて、河川管理者



河川管理施設であるダム（日吉ダム）

が設置するのが通例ですが、河川管理者以外の者が設置し管理しているものであつても、設置者の財産を保護すると同時に、一般の公共被害も防止する用をもっているものについては、その設置者の同意があれば、その権原を得ないでも河川管理施設とすることができま（法§3(2)ただし書）。例えば、河に沿つて設けられた道路を守るために道路管理者が築造した護岸や、私人が自分の土地を河川の流水の浸食から保護するために、自費で自分の土地に設置した護岸や堤防などがこれにあたります。

このように2号地は、河川管理施設の機能に基づいて河川区域とされているものであります。

(3) 3号地（法§6(1)㉕の土地の略称）

この河川区域は、1号地及び2号地（樹林帯区域を除く。）が当然区域であるのと異なり、河川管理者が指定することによって法の規制が及ぶこととなる区域です。法では、「堤外の土地（政令で定めるこれに類する土地及び政令で定める遊水地を含む。）の区域のうち、第1号に掲げる区域と一体として管理を行なう必要があるものとして河川管理者が指定した区域」と規定しています（法§6(1)㉕）。

注：「堤外の土地」（堤外地）とは堤防より河川側の土地をいいます。その反対側、すなわち田畑や家屋など堤防によって護られている側の土地を「堤内の土地」（堤内地）といいます。

この区域は河川管理者の指定行為によって河川区域となるわけですが、指定された土地は法の強い規制を受けることとなりますので、必要以上に広い範囲が指定されて、私人の財産権などが侵害されることがないよう、また地域を異にしてもそのバランスが保たれるように、指定できる範囲を法で定めています。これを列挙してみますと、

- イ 堤外の土地
 - ロ 政令で堤外の土地に類するものと定められた土地
 - ハ 政令で定められた遊水地
- のうち、1号地と一体として管理する必要のあるものに限定されているので、したがって堤外の土地であるとしても、中之島などで堤防より高い部分があるときなどは、その高い部分は1号地と一体として管理する必要がないので河川区域に指定することはできないでしょう。
- ロ及びハは政令で定めることになっていますが、政令では次のように規定しています。

- A 「地形上堤防が設置されているのと同じ状況を示している土地のうち、堤防に隣接する土地又は当該土地若しくは堤防の対岸に存する土地」(令§1(1)①)
- B 「前号の土地と法第6条第1項第1号の土地との間に存する土地」(令§1(1)②)
- C 「ダムによって貯留される流水の最高の水位における水面が土地に接する線によって囲まれる地域内の土地」(令§1(1)③)
- D 「法第6条第1項第3号の政令で定める遊水地は、法第16条の2第1項の河川整備計画において、計画高水流量を低減するものとして定められた遊水地とする。」(令§1(2))

これらについて少し詳しく説明しましょう。

○Aの土地について
丘陵地や台地部と平野部が接する付近の河川で、平野部には堤防が築かれ、丘陵地と接するところで、堤防はその丘陵地等に接続させている場合があり、これを“山付堤”という。これは接続された丘陵地等の河川側に対して、堤防としての役目を果たしているため、わざわざ丘陵地

等に堤防を築く必要がないためです。したがって、この堤防としての役目を果たしている部分は、河川区域の土地として管理する必要が生じてくるのです。

また、河川の対岸が堤防であったり前述のように堤防に隣接した丘陵地などであって、片岸が丘陵地等の場合も、この丘陵地等の河に面している部分は自然河岸のままであったとしても、堤防としての役目を果たしているものといえます(以下「堤防類地」といいます)。なぜならこの丘陵地等が自由に削られますと、その部分から洪水時に溢水するおそれがあることになります。これらの丘陵地等の川に面している部分は自然状態のままで、すでに河川管理施設としての効用をもっているものですので、この部分を河川区域に指定して、その効用がさまたげられないように規制できることとされているわけです。

堤防が丘陵地等に接続しているとする場合、必ずしも物理的に密着している必要はなく、丘陵地等と覆状をなしている場合も、両方が一連のものとして、洪水を防御する効用を有しているときは、隣接とみなしてさしつかえありません。これらの指定できる幅や長さについての特別の定めはありませんが、通常必要とする堤防の天端高と堤防敷幅程度に止められるべきでしょうし、長さは当該丘陵地等のうち掘さくや、切土が行われることが予想される地域に限られるべきでしょう。

○Bの土地について

これは、Aの土地と1号地との間にある土地のことで、堤防がある場合の堤外の土地(高水敷地)にあたるものです。

○Cの土地について

ダムによって貯留された水面下の土地は、一見湖や沼と同様に全て1号地とも考えられますが、これは人工的に湛水されたもので、ダムの操作によって水面を変化させることができるものであって、自然現象としての湖沼とは本質的に異なっています。したがって、次に掲げる区域で前述の1号地に含まれない区域については、河川管理者の指定を要する3号地となっているのです(「ダム及びその貯水池の河川区域について」昭和46年建設省河開発35号、河川局水政課長・開発課長通達)。

イ ダムによって貯留される流水の最高の水位すなわち、原則として河

川管理施設等構造令に規定されている堤体の非越流部の高さ（フィルダム）にあつては当該高さから1mを減じた高さ）の水位における水面が土地に接する線によって囲まれる地域内の土地

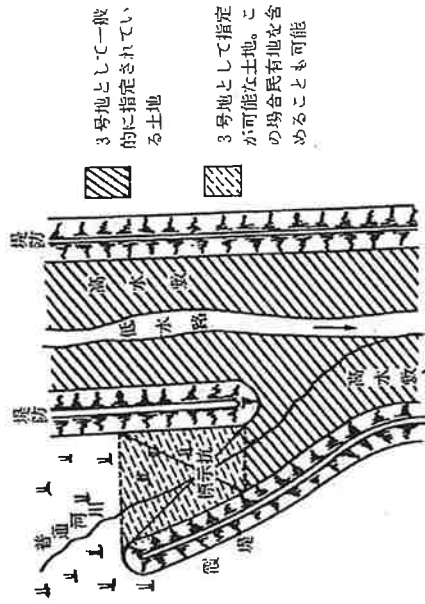
□ 貯水池の末端付近で堆砂及び洪水時の背水による貯水池の水位が高まることとが確実に予見されることは、その水面が土地に接する線によって囲まれる土地のうち一定範囲の土地

○Dの土地について

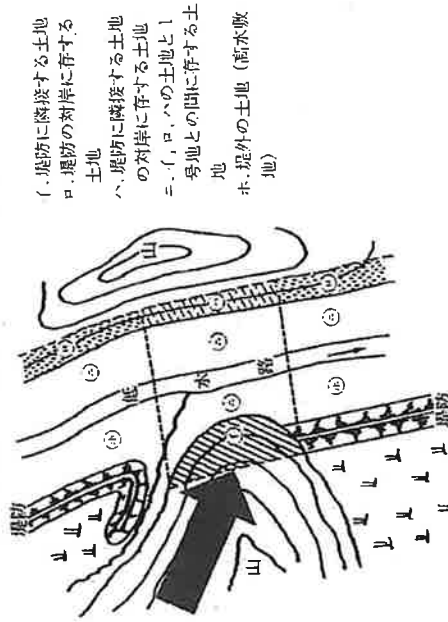
“遊水地”とは、河川の付近にある低地で、洪水時に河川の流水を遮水させて、下流の洪水時の流量を減じさせる機能をもっている土地のことですが、このうち河川区域として指定できるものは河川整備計画（法§16の2(1)）具体的な河川整備に関する事項を定めたもの）において、遊水地として定められているものに限られています。したがって、相当に大規模なものが指定の対象になるのであって、単に洪水時に自然に遮水する土地で実質的な遊水地効果をもっているというだけでは、この土地を河川区域とすることはできません。

以上説明しました河川区域となる土地を次に略図として掲げますので、先の説明と参照してみてください。

霞堤の場合の例



堤外の土地に類する場合の例



改訂2版 河川管理の実務

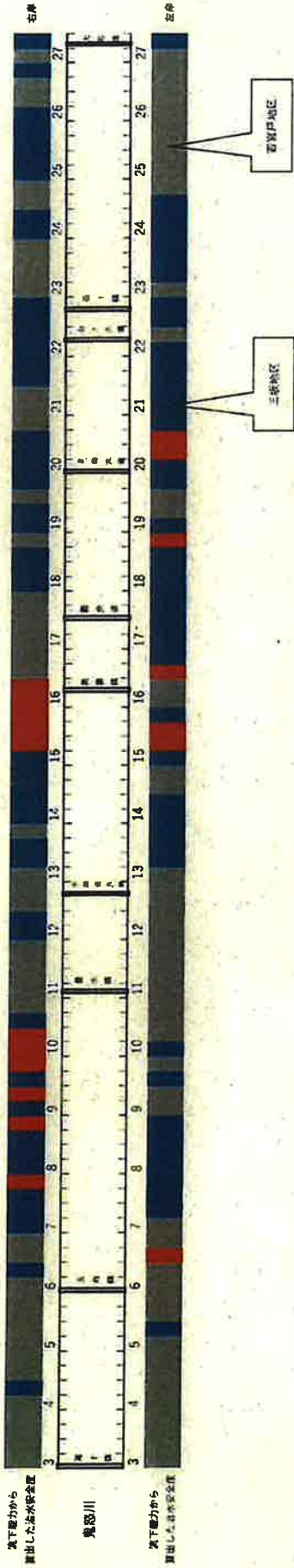
1995年6月22日 第1版第1刷発行
1999年9月10日 第2版第1刷発行

編著 河川管理行政実務研究会
松久 林久行
発行所 株式会社大成出版社
東京都世田谷区羽根木1-7-11
〒156-0042 TEL(03)3321-4131(代)

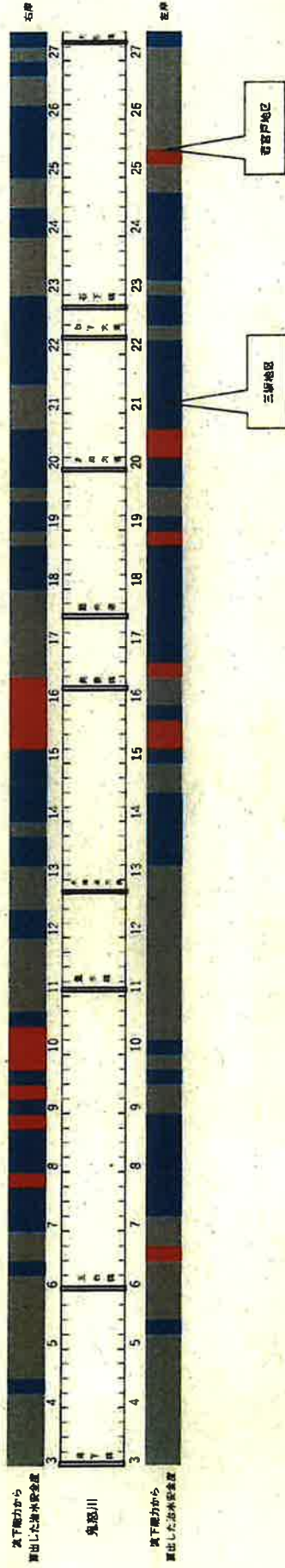
©1999 河川管理行政実務研究会
落丁・乱丁はお取り替えいたします
ISBN4-8028-8365-X

印刷 西和堂印刷

鬼怒川堤防整備概要図（平成24年以降の整備） ※乙第92号証の鬼怒川堤防整備概要図（平成24年以降の整備）より治水安全度の部分を引用



鬼怒川堤防整備概要図（平成24年以降の整備） ※若宮戸地区において、本件調査像の治水安全度を評価した場合



凡 例
 流下能力から算出した治水安全度
 1/30以上
 1/10以上～1/30未満
 1/10未満

乙第1111号証

改訂増補

河川管理の理論と実際

西川 喬 編

山 海 堂

いってよいであろう。ただし、理論的な面に関しては、河川管理の多様性からして、必ずしも建設省の統一見解が定まっておらず、個人的な見解にとどまるところも含まれていることは、最初に断わっておかなければならない。ただ、原稿に関しては、筆者である私が全部眼を通して、削除すべきとか修正すべきと思われる点に関しては、私の独断で手を入れているので、本書に記載されている事項に関しては、すべての責任は私にあることもご了承ください。

2 章 河川法 概説

2.1 旧河川法から新河川法へ

2.1.1 旧河川法の制定

現行の河川法は、昭和39年7月10日に法律第167号として公布され、翌昭和40年4月1日から施行された法律であり、施行されてからまだ間もない。それまでは、明治29年に制定された片仮名の法文からなる「河川法」が約70年の長い間存在しており、しかも、ほとんど基本的な改正はないままであった。(以下この明治29年制定の河川法を「旧河川法」と称する。)

では、旧河川法が制定された当時の背景はどのようなものであったのだろうか。

明治初年の国の治水対策は、舟運およびかんがい用水の取水に便ならしめるため、主として低水工事に重点をおいたものであった。洪水による氾濫の防止を目的とする高水工事は、むしろ地方団体にまかせられていた。明治政府がこのような方針をとったのは、当時の国家財政上の理由と舟運が運輸の中心と考えられていたためである。

ところが明治も中期になると、鉄道が運輸機関の中心と考えられるようになり、舟運の重要性は小さくなってきた。いっぽう淀川、利根川等の重要な河川において大洪水が頻発し、治水防衛の必要性が強く叫ばれるようになった。明治24年の第2回帝國議會以後、毎年のように議會において、基本的な治水対策の樹立を要請する「治水ニ関スル建議」が可決されたのである。

政府は、明治29年に至ってこの要望に応えることとし、そのためには河川に関する基本法を制定する必要があると考え、同年第9帝國議會に政府より旧河川法が提案され、貴族院で一部修正のうえ、同年3月25日に可決された。

では、旧河川法の内容はどのようなものであったか、一口にいえば、中央集権的國家権力による強制的色彩が著しく強いこと、および治水に重点がおかれ水利関係の規定がきわめて不十分であった点に特色があるが、その要旨は次のとおりである。

(a) 河川法の対象とする河川は、主務大臣(内務大臣、内務省廃止後は建設大臣)が公共の利害に重大な關係がありと認定したもの、および都道府県知事がその支派川として

取戻したものとした。

(b) 河川、河川の敷地およびその流水は、私権の目的となることはできないこととした。

(c) 河川の管理は国の専断とし、原則として、國の機関としての都道府県知事が行なうこととした。ただし、他府県の利益を保全するため必要がある場合は、一定の場合には、主務大臣が代わって管理し、また、工事至難、工費至難の工事については、主務大臣が直轄施行できるとされた。

(d) 河川の利用面については、わすか敷地帯の原状な規定を掲げただけで、しかも、河水上の親戚からの取極りの色彩の強いものであった。

(e) 河川の管理に要する費用の負担は、原則として都道府県の負担とし、改良工事に要する費用については、國がその一半を負担するものとした。

(f) 河川法の規定が全面的に適用される河川、いわゆる適用河川以外の河川について、主として河川に當る行為のある行爲の取り纏まりの見地から、河川法の一部の規定を適用するといわゆる準用河川の制度を設けた。

2.1.2 新河川法制定の経緯

旧河川法制定後、わが國の社会経済情勢は逐次進展し、河川をめぐる諸關係、特に水利利用關係は大きく変化してきた。旧河川法下の制度では、これに対応して効果的な行政を行なうには、きわめて不十分なものとなった。このため、大正年代から戦前、戦後を通じて、何回か河川法改正の試みがなされたが、いずれも關係各省と意見の一致をみるに至らなかった。やむを得ず、多くの勅令、政令、省令、通達等によって法の不備を詰ってき

た。昭和 37 年の第 43 臨時國會において、当時の河野建設大臣は、河川法の改正について検討する用意があることを明らかにし、これをきっかけとして、一時中断していた河川法改正の作業がスタートしたのである。

その後建設省は、利水關係各省、全国知事会等と調整を重ね、新河川法案は、昭和 38 年 5 月閣議決定され、第 43 通常國會に提案された。しかし、第 43 通常國會では可決に至らず、審議未了となった。引き続き第 44 臨時國會に提出されたが、これもまた審議未了となった。

新河川法案は、昭和 39 年 1 月に三たび第 46 通常國會に提案され、同年 6 月 25 日によ

うやく可決成立し、昭和 40 年 4 月 1 日から全面的に施行され、河川管理は、ここに新たなよそおいの下にスタートすることとなったのである。

2.1.3 新河川法制定の必要性

旧河川法を改め、新河川法を制定しなければならなかった理由は、旧河川法制定以前の年間において大きく変化したわが國の社会経済情勢に対応するためであるが、具体的にそのおもな点をあげれば、次のとおりである。

(a) 民主主義を基本とし、地方自治を尊重する新憲法の下における法律にふさわしいものとする必要があった。

第 1 に、國および地方の行政制度が大きく変わったため、従来の中央集権的統制の強い制度を前提にした河川管理制度を改める必要があった。すなわち、現在の新憲法下の都道府県知事は、旧憲法下におけるそれと異なつて、地域住民の公選によるものである。旧河川法では、すべての河川について、國の機関としての都道府県知事が河川管理の主体となつていたが、公選による知事としては、事實上にはどうしようもなく当然都道府県知事の中心として考えざるを得ない。2 都府県以上にまたがる重要な河川については、都府県の単位にとらわれない広域的な見地から河川管理を行なう必要があるが、旧河川法ではこの要領に十分に応えられなかった場合がでてきたのである。

第 2 には、國民の福利發達に關係する規定を改める必要があった。旧憲法を前提とした旧河川法における行政の行使と國民の福利との關係は、新憲法の下では問題となる点が少なくなつた。たとえば、

(i) 河川区域に設定されると私物は消滅することとなつたがなんらの補償規定がなかつたこと

(ii) 河川に關する調査、工事等に伴う土地の立入り手続きがきわめて不明確であつたこと

(iii) 公益上の必要により許可の取り消し等の既得処分を行つたときの補償規定がなかつたこと

(iv) 河川予定地における制限に伴う損失の補償規定がなかつたこと

等である。これらの國民の福利發達との關係が不明確な点を新憲法にふさわしい規定として整備する必要があつたのである。

(v) 従来の区間主義による分断的な河川管理制度を改め、水系を一貫した河川管理を行

なう制度を確立する必要がある。

旧河川法においては、河川管理業はすべて河道管理官に委任され、都府県を以てする。河川管理業も最たることとなる。また旧河川法においては、同一水系に属する水流、水面であっても、公共の利益に重大な関係を有する区間のみに適用河川とされ、その他の区間は、運用河川または普通河川として法の適用関係が限られたのである。このような点で、旧河川法は、河川を分断して管理する制度であった。

ところが、時代の進歩とともに、治水および利水の両面から水系一帯管理の要請が強まってきた。すなわち、各河川における治砂流域の開発が進んだこと、および災害の発生状況から察して、水系を一帯した全体計画に基づいて治水事業を計画的に実施する必要があるに至った。またいっぽうでは、産業の発展、人口の増加、生活水準の向上等に伴って、各部の用水の需要が著しく増加してきた。これら諸用水の需要を調整し、かつこれを充足するためには、水系全体から、さらには排水系にわたる広域的な見地になって、水の合理的な利用を確保する制度が必要となってきたのである。

(c) 旧河川法における利水関係規定が不十分であったため、その整備を図る必要があった。

旧河川法制定当時の利水は、ほとんど農業用水に限られていたが、制定以来70年の間に発電用水、水道用水、工業用水等の用に供されるようになり、その量も著しく増大してきて、各河川で深刻な水問題がひびき散らされてきた。このような事態に積極的に対処するためには、水利使用相互間の調整を図るための規定その他の利水関係規定を整備する必要がある。

(d) ダムの設置または操作に原因する災害の発生防止、いわゆるダム防災に関する規定を整備する必要がある。

各河川には、発電用その他の用途のためのダムが設置されている。特に、戦後の技術の発達に伴って、大規模なダムが建設されるようになった。そのため河川の状態が変化し、ダム設置に起因する新たな種類の災害が発生する恐れが大きくなってきた。旧河川法においては、今日のような大規模なダムの存在を予想していなかったため、これらダムによる災害の防止に関する規定をたんに設けていなかったためである。

2.2 河川法の目的

河川法は、河川の管理に関することを定めた基本法である。

河川法1条は、その宗旨の目的が、「国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進すること」にあることを明らかにしているが、それとともに、その手段としての河川の管理についての目標をも明らかにしている。すなわち河川は、洪水、高潮等による災害の発生が防止され、河川が適正に利用され、および流水の正常な機能が維持されるように総合的に管理するものとされている。

(a) 洪水、高潮等による災害の発生防止

河川管理は、まず災害の発生を防止するために行なわれなければならない。古来河川は洪水等により大きな災害をもたらすものとして、人間生活をおびやかすものであった。河川管理の目標の1つは、この河川のマイナスの面をできるだけ少なくすることにあることはいままでもない。

「洪水、高潮等による災害の発生防止」とは、洪水、高潮その他の異常な天然現象による災害のほか、通常の状態の下に徐々に発生する河床の低下、河岸の侵食等による災害さらには地下水のくみ上げに起因する地盤沈下による溢水等の人為的災害の防止をも含むものである。このために河川管理者は、ダム、堤防、護岸等の河川管理施設を設置し、放水路、憩水路を閉さくし、河床を掘さくする等積極的に災害を防止するための工事、維持修繕を行なういっぽう、種々の工作物の設置、土地の掘さく等の災害を誘発する恐れのある行為の規制を行なう権限と責任を有する。

(b) 河川の適正な利用

河川は、公共用物である(法2条1項)。その意味は、直接に一般公衆の共同使用に供される物ということである。具体的には、河川は水利使用、土地の占用、土石の採取、舟運、流筏等いろいろな用途に利用されている。したがって、河川管理の内容としては、これらの利用の相互の調整を行なってその利用の秩序を保ち、利用に伴う災害発生防止を図り、さらには、積極的な資源開発を行なうことが含まれる。

河川の適正な利用という観点からは、もとより水利使用に関することが大きなウェイトを占めるが、特に最近では、このほかに都市河川における河川敷地の占用の問題および砂利の採取に関する問題が大きくなりクローズアップされてきている。

(c) 流水の正常な機能の維持

河川には、常時一定の流量以上の流水が流れていることが望ましい。下水その他の廃水による汚濁の防止、塩害の防止、河道の維持、堆砂による河口の埋そくの防止、既得水利の取水または舟運のための水位の維持、河川における動植物の生存等のために必要とされ

また、穂六郎および選賢川堤防天端におけるものについても、昭和41年7月12日より10月5日の間に直方出張所の河川巡視員が中心となり、4世帯6名（生活保護世帯夫婦、失対労働者2名、廃品回収業者の夫婦で夫は身体障害者）について、当事者についてはもちろんのこと、市役所社会課、結社事務所、警察署保安係等の関係者と20数回の打ち合わせ面談を経て解決したものである。

これらはいずれも河川巡視員が熱心に、市役所福祉課事務所、警察署等に協力を求めながら、誠意をもって処理した例ということができ、関係者の意見としては、いずれも措置でかつ周到な処理の必要性が強調されており、あわせて生活権に対する敬意ある措置を講ずる必要性のあることが述べられており、今後の同様な懸案の処理に、大いに参考とすべきである。

5.3 河川区域内民地の私権行使の制限

5.3.1 旧河川法における民地の取扱

河川の敷地について、旧河川法はその3条で、「河川並其ノ敷地若ハ流水ハ私権ノ目的トナルコトヲ得ス」と定め、私権の存在を排除している。ただし、適用河川と準用河川においてその取り扱いを異にし、適用河川については私権の目的となり得ないのであるが、準用河川については、河川法準用令2条の条文準用の規定で、3条については「敷地ヲ除ク」と定められており、統合体たる河川および流水については私権の目的となり得ずとしながら、敷地については、私権の目的となりうるとしている。

このことについては、建設省河川研究会編「河川法」では次のように述べている。

“敷地は流水と異なり、形体的支配も可能であり本質的に所有権の対象となりうるものである。河川並びにその構成要素たる敷地もしくは流水と並べた場合、その本質上敷地が最も私権になりやすいものであり、これにつき私権の目的とすか否かは全く立法の主要の問題に属するといえるのである。適用河川において敷地についても私権の目的となることを得ないとしたのは、立法理由書において「私権ヲ認メルニヨリ公用ヲ害シ、所有権の牙牙直難ヲ来シ行政上ニ困難ヲ来ス」とあるごとく、明治29年の大水害を契機とし、強力で河川行政を執行せんとする河川法立法当時の事情に由来するものと考え、準用河川の敷地につき適用河川と異なり、私権の目的となりうることにしたのは、適用河川と準用河川に対する河川法における公益性の懸重より取り扱いの差異に基づくものであつ

て、制度の本質に根ざすものである”。

次に、適用河川について実務上どうなっていたかという点、幹川たる適用河川は、建設大臣の認定により、支流川については、都道府県知事の認定により河川法の適用をうけることおよびその適用を受ける区間が定まるのであるが、これらの処分のみでは河川の流心方向の縦の境界は定まるが、河幅方向の横の境界は定まらず、別に都道府県知事の区域認定があることを要した。

適用河川の河川区域の認定は、その効果として、前述のごとく当該区域内の一切の私権が消滅するものであるから、その認定の適否は重大な意味を有した。前記引用の「河川法」においても認定行為が自由裁量処分かき東廻分かについて次のように述べている。

“立法理由書が、「認定ハ本項ニヨリ地方行政ノ職権ニ一任シタルヲ以テ如何ナル認定ヲナスモ之ヲ違法ノ認定ト謂フヲ得ナイ」ものとしてしていることより、地方行政の自由裁量処分とする説もあるが、河川の区域の認定は、河川の実体を備えるものにつき河川であることを確認する行為であり、き東廻分であつて、その判断につき誤りがあれば違法の認定として訴訟の対象となることを正当と考える”。

したがって河川区域の認定にあつた場合は、当該箇所が河川の実態を備えているかどうかがまず問題になり、実質的に認定が困難な場合が多かつたが、認定の効果として私権が消滅することから、いかなる場合においても区域認定を行なうのが妥当であるかという別の観点から検討されていた。

河川区域の認定により私権が消滅することに對する価値認定と考へられるものは、旧河川法44条および河川法施行規程9条および10条がある。本法の規定は、河川敷地の公用を廃止した場合、河川区域の認定以前に私人の所有に属していたものについては優先的に下付する旨の規定であり、施行規程は、荒地でない土地については従前の所有者の申請により、従米の使用を占有として継続させ、その占有を許可しないときは相当の補償金を下付すべき旨の規定である。施行規程の規定は、荒地についてはなんにもふれておらず、荒地でないものについても、従米の使用を禁止することに對する価値であつて、權利消滅に對する補償とは考へられず、とくに戦後の新設法のもとでは、この種の措置では、憲法29条の私有財産を公非のためにも用いる場合の要件たる正当な補償なり又は賠償なりとされ

ていた。

したがつて戦後は、私人の所有に對する土地につき、河川区域の認定を行なつた別はあまりなく、

- (4) 国府府県法に基づき公共用附産として河川敷地の取り扱ひを受けている土地
 - (5) 河川敷地とする目的をもって、買収または収用に より所有権を取付した土地
 - (6) イ、ロ以外の所有地または都道府県の附産たる土地
- についてだけ区域設定の処分がなされていた。

そのため、**以外の土地等**は河川とみらるべきものについても、**区域の設定をしない**で、民地をそのまま残置せしめていく例が多く、**事實上河川であっても、法律上河川として取り扱うことができません。河川付近地制限令を適用して、ある取扱所取の目的を達してはいたが、河川管理上非難に問題が多かった。**

河川付近地制限令4条の規定は次のようになっていた。

<p>第4条 左ニ掲ゲタル行為ヲ為サムトスル者ハ府県知事ノ許可ヲ受クベシ</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 河川付近ノ土地ニ於ケル家屋以外ノ工作物ノ新築、改築又ハ除却 二 河川付近ノ土地ノ掘削其ノ他土地ノ形状ノ変更 三 敷外地ニ於ケル家屋ノ新築、改築若ハ除却又ハ竹木ノ栽植若ハ伐採

また、この4条の規定に違反して、都道府県知事の許可を受けないで、4条に規定する行為を行なったものは、河川付近地制限令10条の規定により、3カ月以下の懲役もしくは罰金、3万円以下の罰金、拘留または科料に処せられることになっていた。(注、旧河川法17条(工作物築造等)に違反した場合は1年以下の懲役もしくは禁錮または10万円以下の罰金であった。)

準用河川については、河川法準用令2条において、旧河川法2条の準用を否定しているので、河川の区域の設定行為はないが、河川付近地に関する旧法47条の規定は準用しており、また、工作物の新築等に關する17条の規定も準用している。民地の制限に關しては、適用河川と同様の取り扱ひであった。

5.3.2 新河川法における民地の取扱い

昭和38年の第43回国会における河川法案の審議にあたって、河川区域等の民地の取扱いについての主要な討論の内容は次のとおりである。

(a) 昭和38年6月7日参議院本会議

問 (社会党 藤田進)

河川は公共用物と明定しただけで、従来のように私権の制限条文を規律しなかつた理

由と、河川行政の影響についてお伺いする。

答 (建設大臣 河野一郎)

新法案においては、河川区域において私権の存することを必ずしも否定しないので、現行法第3条のように、河川に対して私権を全く排除するような規定は設けていません。しかし第2条において、河川は公共用物であることを明示するとともに、河川区域内において、河川管理上必要な範圍内において、必要な制限規定——工作物の設置、土地の掘さく等の制限規定を設け、河川管理上支障のないようにしております。

問 (公明会 中尾辰義)

河川保全区域について、河川管理者は、土地の形状の変更等について1つの制約を負荷しており、私権の制限があります。それに対応して、損失補償を加味されていないのか。なる理由によるか。

答 (建設大臣 河野一郎)

これは、その損害が返ったつど補償する。ただ指定をしただけで経営のありませんものについては、これを補償いたさない措置をとっております。

問 (民社党 田上松衛)

河川区域内には、実際問題として数多くの私権が設定されているが、この私権を、政府案のように一方的に強制的に規制する方式は、憲法第29条に抵触する恐れを招きませんか。

答 (大蔵大臣 田中角栄)

河川区域内の私有土地の私権制限については、河川管理の面から、公共の福祉に適合する範圍内において、必要やむを得ざる処置をとっているものであり、かかる制限はやむを得ないものであり、適法なものと考えております。

(b) 昭和38年6月24日 衆議院 建設、地方行政、農林水産連合審査会

問 (松井謙委員)

私権の設定があるところを河川区域にするために、新しくこういう仕組みをつくつくと考えるべきか。

答 (山内河川局長)

従来の方法では、いわゆる河川区域にしたいような、すべき土地の区域についても、私権があるため河川区域にできなかった。河川管理上非難に問題が多かった。今回、一応河川区域に入れて私権は認める。ただし、公共の福祉のために、当然受忍しな

ければいけないような行為制限は受けるというたてまえである。

問 (松井誠委員)

私権の目的になつたまま河川区域の認定が行なわれる。その場合に、行為の制限に
対する補償はどこに規定があるか

答 (鮎川河川局長)

河川の公共用物としての性格に基づき、当然受忍すべき範圍と考へ、補償は考へてい
ない。

問 (松井誠委員)

河川保全区域、河川予定地についてはどうか

答 (鮎川河川局長)

河川保全区域は、従来どおり私権の制限も、公共的な河川の管理上必要であるという
立場から、これについての補償の規定を設けていない。河川予定地については、これは
河川管理上の立場からなす規制なので、通常の損失補償を考へている。

以上が新河川法案の審議にあたって、国会でなされた私権の制限についての議論の概要
である。

旧法は、河川敷地について私権の存在を排除しているが、新法は旧法と異なり、河川敷
地については、私権の目的となることができないという明文を設けていない。このこと
反対解釈として、新法は河川敷地に私権が存することを容認していると考へられている。

新河川法の原案作成当時の河川局長鮎川幸雄氏は、その著書「新河川法論」および日
本河川協会編「新しい河川行政」において次のような法律上の見解を述べている。

「新河川法は、河川敷地のすべてについて、私権の目的となつて私権の存在を認め
ると必ずしもそうではない。

新法における河川敷地は、3つの部分から成立している。第1は主として自然の流水の
通路となるべき部分、第2は河川管理上必要であると認められた第1の部分と堤防との間
の区間、第3は堤防その他河川管理施設の敷地である。

まず第1の部分は、無私物としての自然流水の通路であり、流域区域と同様に、その流
水の状況により、所有権の対象として支取不可能な場合は、土地が滅失したものと考へら
れるべき部分である。したがって、この部分に私権が存在することはできない。

第2の部分は、必ずしも完全に私権が排除される部分とはいえない。難いところである。買収
によって国有財産とされている場合もあるが、一般私人の所有地、利用地である場合も多

いのである。したがって、この部分については私権の存在は容認され、私権に対しては河
川管理上必要な範圍で規制されるのである。なお、このようにして私権が規制される場合
は、その限度において、私人は受忍の義務を有するものと解すべきである。ただし、その
敷地から生ずる河川生産物等の帰属は、当然原権利者に存する。

第3の部分は、堤防等河川管理施設のために必要な用地であり、この施設を設置するに
は、河川管理者は必要な権限を取得すべきである。

要するに新法においては、私権が排除される区域と、私権の存在が容認され、これに対
して必要な規制が行なわれる区域との両者を併存させている。

新法は、旧法における敷地に関する通用河川と準用河川の法律上の差異をなくし、同一
水系における河川敷地については、上流から下流まで、全く同一の法理で規制することと
している。すなわち、新法は上流から下流に至るまで、私権排除区域、私権容認区域の両
区域の存在を認めているのである。」

新河川法において、河川区域になった場合の行為制限としては第3節(河川の使用およ
び河川に関する規制)に入っており、そのなかで、特に敷地に関する条文としては、24
条、25条、27条等である。24条(土地の占用の許可)、25条(土石等の採取の許可)におい
ては、河川区域内の土地で河川管理者以外の者がその権限に基づき管理する土地を除くと
規定し、河川区域であっても民地については除外している。

26条(工作物の新築等の許可)および27条(土地の掘さく等の許可)は民有地、官有地
を問わず規制がかかり、河川管理上の必要性に応じて、私権の行使の制限が行なわれる。

旧法においては前述のように、河川区域のほかには、「河川付近ノ土地、家屋若ハ其ノ他
ノ工作物ニ関シ河川ノ公利ヲ増進シ又ハ公害ヲ除却若ハ暴滅スルヲ必要ナル制限ハ命令
ヲ以テ之ヲ定ム」(旧法47条)とし、河川付近地制限令が定められていた。この制限令に
より、河川付近の土地の形状または家屋その他の工作物が河川に害を及ぼし、または及ぼ
す恐れがあるときは、都道府県知事は土地の形状を変更し、または家屋その他の工作物を
改築または除却することを所有者に命ずることができるとしたほか(制限令第1条)、
河川付近の土地における家屋以外の工作物の新築、改築または除却等については、都道府
県知事の許可を必要とするなど、河川付近地における私権については河川管理上の必要性
からいろいろの制限が付けられていた。新法においては、旧法の河川区域のほかには、私物の
存在する河川区域をつけ加えて、河川区域を拡張しているが、このような区域において、河
川管理上の制限や規制を行なうことは、旧法の河川付近地において、私権を制限したることと

法律上の性格は同様であり、ただ制限の内容、程度に若干の差異があるに過ぎないといえる。

また新法は河川区域のほかに、「河岸または河川管理施設を保全するため必要があると認めるときは、河川区域に隣接する一定の区域を河川保全区域として指定することができる」(法54条)こととしているが、この保全区域の性格も、旧法の河川付近地の性格と同様であり、ただ、新法が保全区域の趣旨を明らかにしたこと、保全区域設置の限界を法律上明示したことが旧法と異なるのである。

このように、新法においては、民有地であっても堤外に存するものは、河川管理上の必要に応じて河川区域に指定され、河川区域となった民有地は、所有権の行使を規制される。もちろん民有地であるから、その利用に関して占有というものはあり得ず、利用の目的も占有準則に示されたような限定はないが、利用の方法に関しては、占有準則第5のなかを示された柵欄、植物、土地の形状の変更、柵以外の工作物の項の基準は適用されるものと考えなければならぬ。これらの基準に合致した範囲内での利用は、所有者の意志により自由であるということである。ただし、工作物の設置に関しては法26条、土地の形状変更に関しては法27条の許可を必要とすることは当然である。

なお、河川区域等については、施行法に経過規定があり、旧法の河川区域は、昭和45年3月31日までの間は指定がなくなるとも新法による河川区域とみなされ(施行法3条、施行令付則3条)、また、旧法の河川付近地は、新法の河川保全区域とみなされる(施行法3条)こととなっている。

この規定によると、新法による河川区域の指定が行なわれるまでの間は、河川保全区域には、2つの異なる性格のものが混在していることになる。すなわち、新法においては当然河川区域となるべき堤外の民有地と新法本来の趣旨の保全区域とである。この両者の取り扱いは当然差異があるべきであり、本来の保全区域であれば許可をしてよい行爲であっても、堤外民有地については許可できない場合がたくさんある。これらについては、経過的なものであるから、法文にはなんらの区別も設けておらず、河川管理者の判断にゆだねられているのが現状であるが、法律に基づく適正な河川管理という点からは、決して好ましいものとはいえず、早急に、新法による河川区域の指定を行なうことが強く望まれるところである。

5.4 都市河川の河川敷開放計画

5.2 で述べたように、河川敷地占用許可準則においては、公園、緑地等が不足している都市またはその周辺に存する河川については、特例として、公園、緑地および広場並びに一般公衆の用に供する運動場のためにする占用に限って許可するもの(準則第9)としており、また、既存の占用に対する措置として、通達の6において、一般のものは逐次改善計画を進めることとしているが、都市河川については、すみやかに開放計画を樹立して指し示すよう指示している。

これを受けて、通達の5に基づき特例を適用する河川として定めた多摩川等4河川(表5.2参照)のうち、多摩川、荒川、江戸川について、開放計画が樹立され、実施に移された。この3河川は、河川の状況、既存の占用状況等それぞれの河川で性格が相違しており、それらに応じて開放計画の内容にも差がある。

今後予想される都市河川敷地の開放計画、あるいは一般河川についての既占用の改善計画もしくは新規の利用計画等について、この3河川の開放計画は、大いに参考になるとと思われるので、その概要を紹介しておくこととする。

5.4.1 多摩川河川敷地開放計画

多摩川の河川敷地は、東京都内においても最も高度に利用されており、また、公園、緑地、運動場に対する地域住民の需要も大きく、そのような環境の中にあつて、河川敷ゴルフ場が相当面積を占用しており、そもそもが、河川敷地占用準則の制定あるいは都市河川敷地の開放計画策定の発端となった河川である。

河川審議会の答申を受け、昭和40年12月事務次官通達が発せられてから、開放計画の第1号は当然多摩川であるとして、河川局、関東地建の関係者の間で鋭意検討が進められ、昭和41年7月18日多摩川河川敷地の開放計画が公表された。

なお、開放計画を公表するにあたり、当時の瀬戸山建設大臣は、次のような大臣談話を合せて発表した。

「政府は、本日、多摩川河川敷地を公園、緑地等の用に供するための第1次開放計画を定め、関係占用者の方々に通告するとともに、開放計画が円滑に実施されるようご協力を求めました。

最近の都市の過密化に伴う公園、緑地等の不足の事情にかんがみ、公共の土地である河川敷地を国民のいいこの場として、特に次代をになり青少年のレクリエーションの場として確保すべきことは、強い国民的要請であることは、ご承知のとおりであります。

改訂増補

河川管理の理論と実際

昭和44年5月20日 第1刷発行

昭和46年6月15日 第4刷発行

昭和47年7月10日 改訂増補発行



定価 1,800 円

著者 西川 正 男
発行所 西川 正 武 堂
印刷所 土 屋 文 雄
印刷所 教 文 堂

発行所 株式会社 山海堂 新宿区和江町15
〒162 郵便東京 194982 番

※訂本・乱丁本は取扱いしません。

乙第112号証

新河川法解説

付・河川法施行法

時の法令別冊

大蔵省印刷局発行

建設省河川局水政課編

第二に、社会経済の面からみた場合であるが、各水系における流域の開発に伴って治水事業を計画的に推進するための体制の整備を図る必要が生じたことである。社会経済の進展は、各水系における流域の開発を促進し、被害を受けるべき流域の増大をもたらし、一度洪水が発生するとその被害は著しく増大する傾向にあり、また最近の災害の発生状況よりみても、水を一貫した全体計画に基づいて、進捗に推進する必要がある。そのために国、地方の財政負担を整理して健全な治水事業遂行のための体制を整備する必要がある。

また、近頃における産業の発展、人口の増加、生活水準の向上に伴い、各種用水の需要が著しく増大しており、これらの需要をみたすためには、各水系について、広域的な見地に立って水の合理的な利用を確保することのできるような河川管理の体系を整備する必要がある。したがって、国土の保全と水資源の総合的な利用と開発を図るためには、一つの河川をそれぞれの知事が分断管理している現在の河川管理制度は必ずしも適切であるとはいえないので、河川を水系ごとに上下流を通じて一貫した広域的な管理を行なうような体制を確立する必要がある。

第三に、社会経済の進展に連動して治水関係制度の整備を図る必要がある。先きにも述べたように、治水関係制度は比較的大く整備されているが、治水関係制度については、現在の水利使用の実態から、極めて顕著な現象をおいているにすぎない。現在河川の治水は、農業、発電、土木、工業用水等とさまざまな用途に供されており、またそれぞれの利用量も著しく増大して、河川における水利使用の関係はますます複雑化している。各事業における水利使用の形態は種々さまざまであつて相互

の衝突関係になつてきているため、新たな水利使用と既存の水利使用との利害が深く対立し、このような利害関係の調整を図るためにも重要な関係制度に関する規定の整備を図る必要がある。

第四に、ダム建設又は操作に関する災害の発生防止、いわゆるダム防災に関する規定の整備を図る必要がある。近頃、治水、治水、治水の局面の展開から、また、科学技術の発達に伴い、大規模のダムその他の施設が数多く建設されてきており、これらの施設の設置あるいは管理についての規定がダムによる災害に対処する規定が不十分である。大ダムの設置は、その上流部では堆砂による河床の上昇を生じて水害発生の原因となるがそれがあり、また下流部に対しては、出水時において河床沈下等の減少あるいは洪水伝達速度の増大に伴つて洪水低下速度を高めるとなつて水害発生の原因となるおそれがある。また、洪水時におけるダムの操作により放流された洪水が下流の水位を増大させて被害を生ぜしめる場合もある。これら大ダムの設置が河川に及ぼす影響を考慮して必要な災害防止の措置を講ぜしめるような規定の整備を図る必要がある。

以上が従来河川法を根本的に改めて新河川法を制定しなければならなかつた理由である。

三 新河川法の要旨

新河川法の主要な点は次のとおりである。

1. 河川管理の適正を期するため、従来の通常河川、準用河川の制度を廃止して、河川を水系別に一

12 一級河川及び二級河川に区分し、一級河川は、国土保安上又は国民経済上特に重要な水系について、河川審議会及び関係都道府県知事の意見をきいた上、政令で指定し、二級河川は、一級河川以外の水系に係る河川で公共の利害に重要な関係があるものについて、関係市町村長の意見をきいた上、都道府県知事が指定することとしたこと。

2 河川の管理については、一級河川は建設大臣、二級河川は都道府県知事がそれぞれ管理することとして河川管理の職任を明確にしたこと。なお、一級河川の管理については、建設大臣は、一定の区間を定め、都道府県知事にその管理の一部を行わせることとしたこと。

3 河川の管理に要する費用については、原則として一級河川は国、二級河川は都道府県が負担することとし、このうち一級河川の改良工事に要する費用については、建設大臣が施行する場合はもちろん都道府県知事が委任をうけて施行する場合もすべて国がその三分の二、都道府県がその三分の一を負担することとしたこと。なお、昭和四十四年度までは、一級河川については四分の三を、二級河川の改良工事については、この法律施行前において直轄で施行中の工事については従前どおり三分の二を負担するものとしたこと。

また、二級河川の改良工事については、国がその二分の一以内を負担することとしたこと。

4 流水占用料その他河川から生ずる収入については、従前どおりすべて都道府県の収入としたこと。

5 一級、二級河川の存する水系以外の水系に係る河川（従来の普通河川）で市町村長が指定したもの

について、河川の管理の方式を準用して、河川管理を行なわせることができるものとしたこと。

6 河川の性格について、河川は公共用物であることを明記することにより河川管理の原則を明らかにしたこと。

7 河川区域については、河川の現況に即して、一定の条件に該当する区域は法律上当然に河川区域となり、その他の区域は河川管理法の指定によって、これを定めることとし、河川管理の適正を算することとしたこと。

8 流水の占用、工作物の設置等については、地元の意見を十分尊重して、河川が適正に、かつ、合理的に使用されるように規定を整備し、水利使用の許可に際しては、既得の水利権を保護するとともに、新規水利事業が円滑に進行されるよう水利使用関係の調整を図る規定を設けたこと。

9 河川管理者の許可を受けて設置する一定規模以上のダムについては、防災上の見地から、その設置及び操作について必要な規定を設けたこと。

10 建設大臣の諮問に依り一級河川の指定、水利調整その他河川に関する重要事項を調査審議するため、建設省に河川審議会を設置するとともに、都道府県知事の諮問に依り二級河川に関する重要事項を調査審議するため、都道府県に各例で都道府県河川審議会を設置することができることとしたこと。

は
し
が
き

11 河川の現況、水利の状況把握して、河川管理の適正を明するため、河川の現況会及び水利口帳を整備することとし、概算水利権等は必要な事項を河川管理者に届け出なければならないものと

13

12. 以上のほか、河川に関する調査、工事等のための土地への立入りの手続、河川手交地における河川に付する損失の補償等について必要な規定を整理した。

新河川法逐条解説

第一章 総 則

本章は、この法律の目的、河川管理の原則、一級河川及び二級河川の意義、その指定手続及びその区域、河川管理者の定数等この法律の基本理念、この法律を適用する河川の範囲、その管理主体等基本的事項について規定している。

目

(目的)

第一条 この法律は、河川について、洪水、高潮等による被害の発生が防止され、河川が適正に利用され、及び流水の正常な機能が維持されるようにこれを総合的に管理することにより、国土の保全と開発に寄与し、もって公共の安全を保持し、かつ、公共の福祉を増進することを目的とする。

第一章 解 説

15

本章は、河川法の目的を明示したものである。すなわち、河川法は、河川について、災害の発生を

時の法令別冊 新河川法解説

昭和39年7月25日発行 定価 100円

編 建設省河川局水政課

編集 法合委員会

発行 大塚省印刷局

東京都港区赤坂2番地